

## 2023年度入試【3年次編入学】

### 【小論文】

(法文学部 法経学科)

#### 注 意

- 1 問題紙は指示があるまで開いてはいけない。
- 2 問題紙は10ページである。解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚である。  
指示があってから確認し、解答用紙の所定の欄に受験番号を記入すること。
- 3 答えはすべて解答用紙の所定のところへ記入すること。
- 4 解答用紙は持ち帰ってはいけない。
- 5 試験終了後、問題紙、下書き用紙は持ち帰ること。

1] SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、2015 年の国連サミットにおいて全会一致で採択された 2030 年を期限とする 17 の国際目標である。実施主体は、政府、自治体、企業などを含むすべてのステークホルダーであり、それぞれが各自の経営戦略に落とし込むことにより、自らの活動を地球規模の優先課題につなげる取り組みが展開され始めている。

一方、株式会社の経営者（取締役）は、会社の利益を増加させる義務を負っていると解されている。そのため、「株式会社がサステナビリティへの取り組みにつながるような活動を行うことは、取締役が負っている義務に違反することにならないか」といった点が問題となりうる。

資料 1～3 およびあなたの知識を用いて、上記のような活動をするにどのような法的問題があるか、取締役が負っている義務に違反することにならないかについて、500 字以上 650 字以内で論じなさい。

【資料 1】 取締役が会社に対して負う義務の概要

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(出所) 田中亘『会社法〔第3版〕』(東京大学出版会、2021年)を一部抜粋、一部改変。

【資料 2】 関連判例・裁判例

- ・ 東京地判平成 16 年 9 月 28 日判時 1886 号 111 頁（一部抜粋、一部改変）

（この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。）

- ・ 最判昭和 45 年 6 月 24 日民集 24 卷 6 号 625 頁（一部抜粋、一部改変）

（この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。）

【資料3】関連条文

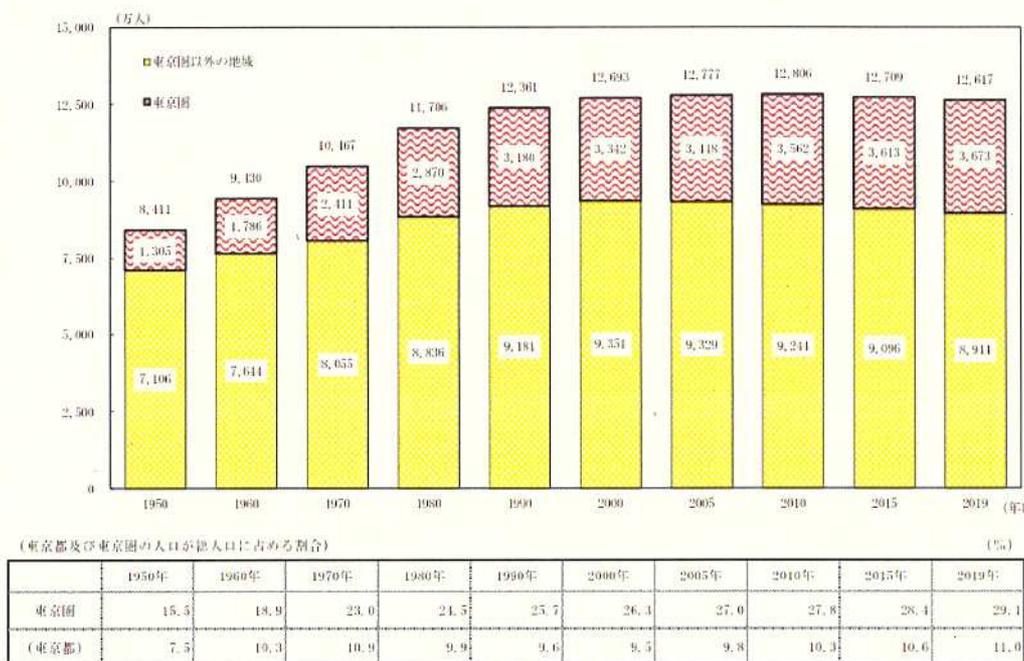
- ・民法 644 条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。
- ・会社法 330 条 株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。  
(注2)
- ・会社法 355 条 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。
- ・会社法 423 条 1 項 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下この章において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- ・会社法 429 条 1 項 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

(注2) 会社法上の「役員」とは、「取締役、会計参与及び監査役をいう」と定められている（会社法 329 条）。

2 以下の図は地域間の人口動態の変化について示したものである。それを踏まえて次の問1、問2に解答しなさい。

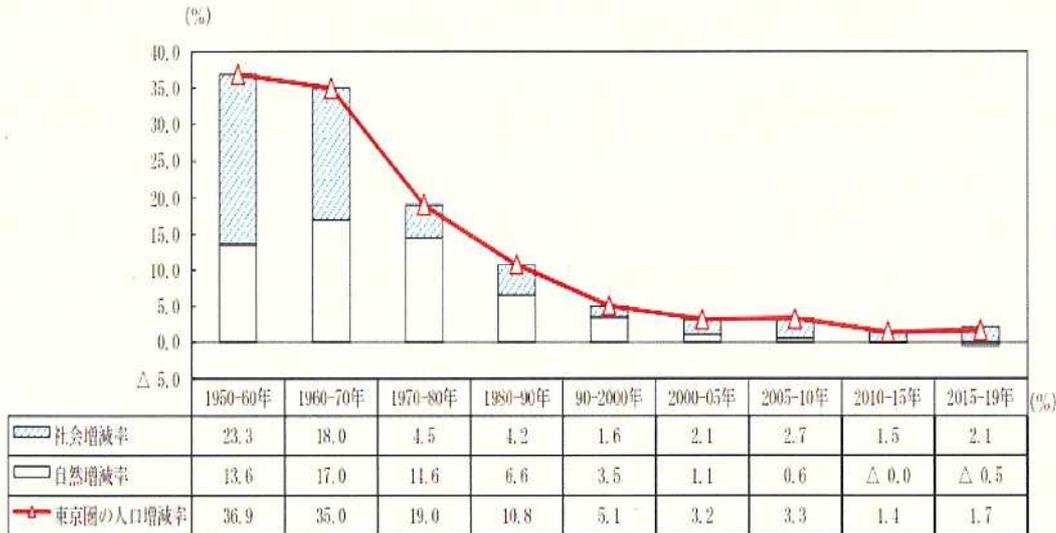
問1 下記の図1から図4は東京圏（東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県）とそれ以外の地域の人口動態に関わるものである。下記の図から読み取れることについて、200字以内で述べなさい。

図1 東京圏の人口推移



(出所) 内閣府「地域の経済 2020-2021」

図2 東京圏の人口増減率（自然増減と社会増減）



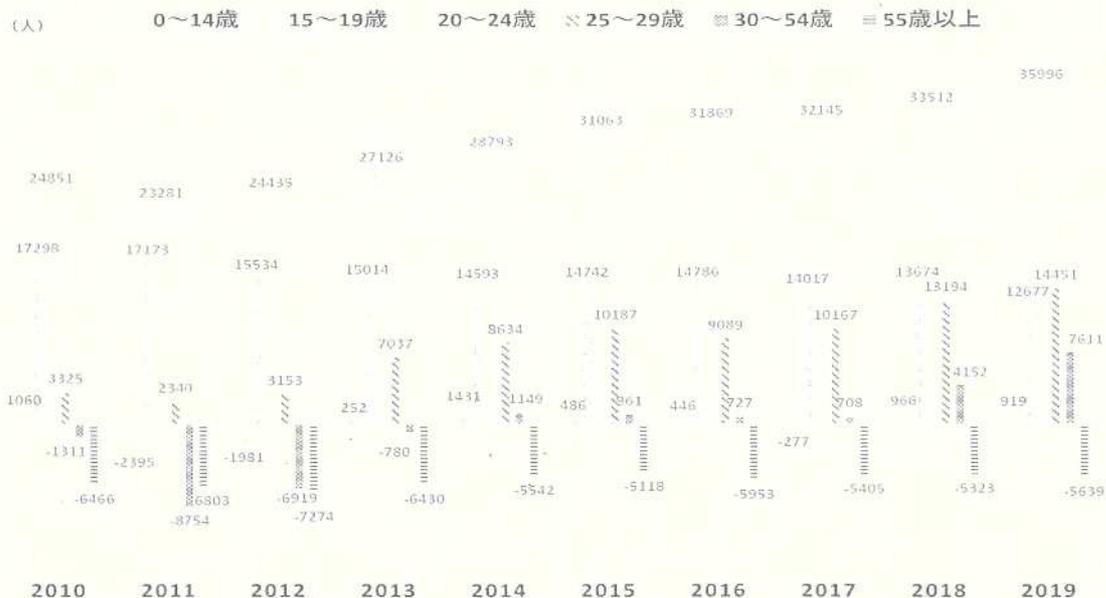
(備考) 1. 自然増減とは出産や死亡による人口の変化、社会増減とは他の地域や外国との人口の転入や転出によって生じる変化を指す。

2. 2015年以前の社会増減は人口増減より自然増減を差し引いて算出。

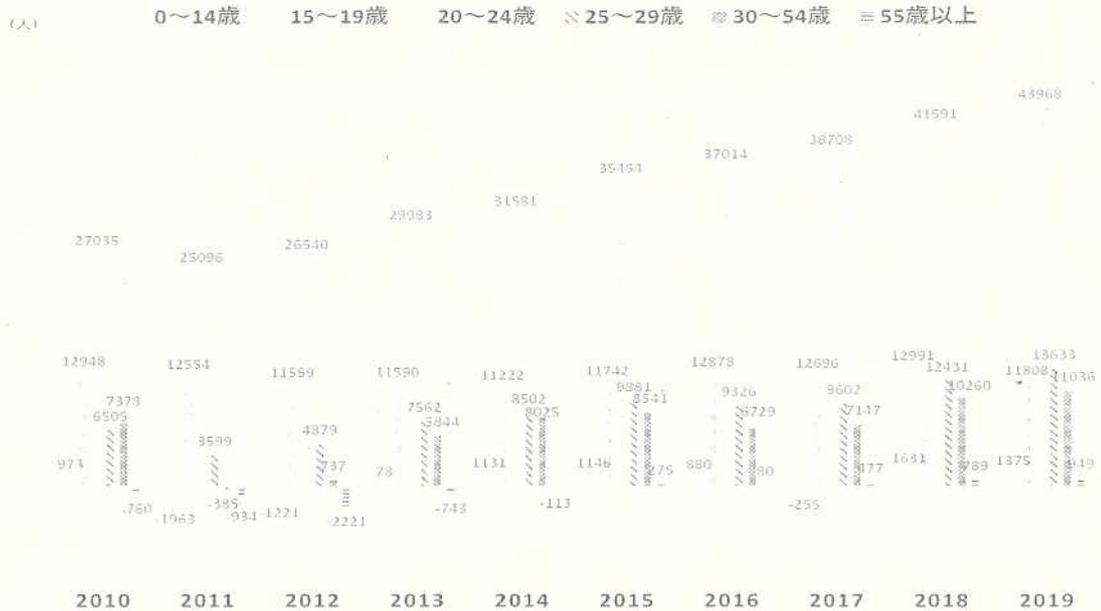
3. 下の表の△はマイナスを意味する。

(出所) 内閣府「地域の経済 2020-2021」

図3 東京圏への転入超過数（年齢階層別）の推移  
(男性)

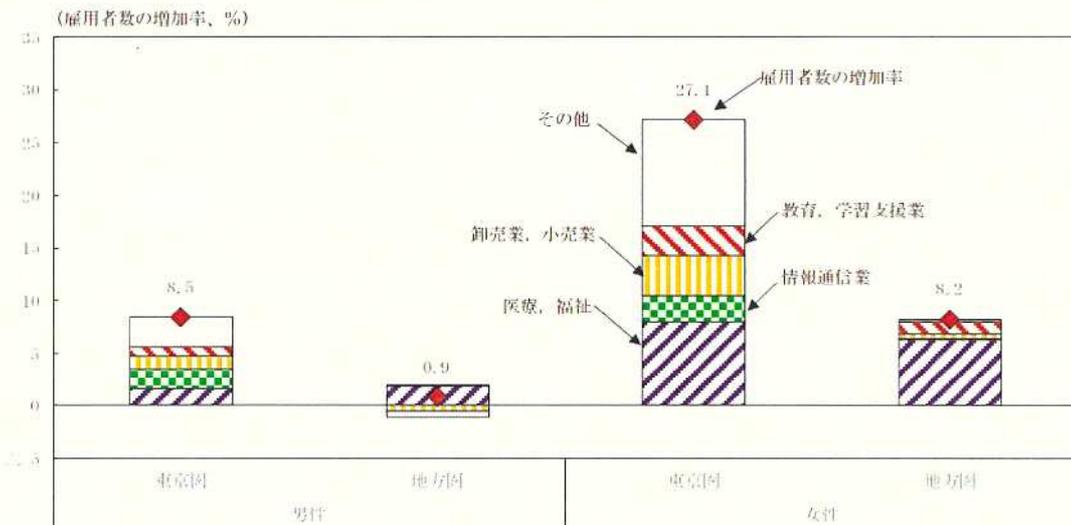


(女性)



(備考) 2013年から2017年までは日本人移動者のみ  
 (出所) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

図4 2010年から2020年までの雇用者数の増加率と業種による寄与度分解(東京圏と地方圏、男女別)



(備考) 地方圏は東京圏、東海及び近畿を除いた地域  
 (出所) 内閣府「地域の経済 2020-2021」

問2 資料1にあるように、テレワークの普及は都心部から地方への人の流れを加速させ、過度な東京一極集中を是正することが期待されている。働き方の多様化が地域間の人口動態の変化に結びつくにあたって課題となるものは何か、図5から図8およびあなたの知識を用いて400字以内で述べなさい。

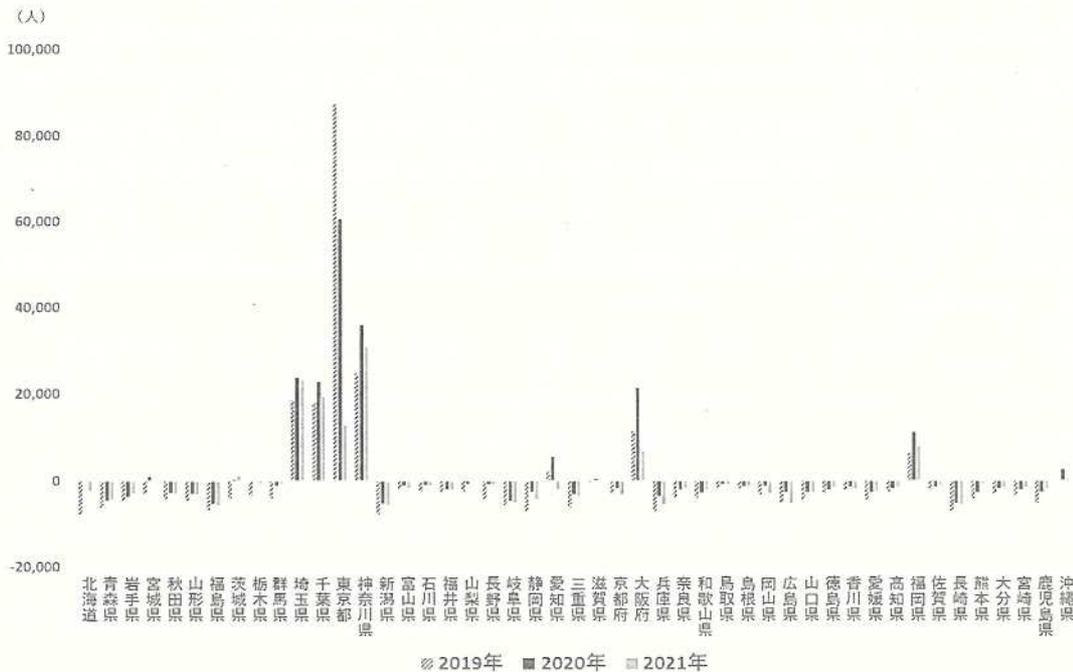
【資料1】 地方創生テレワークとは？

「地方創生テレワーク」とは、地方におけるサテライトオフィスでの勤務等の地方創生に資するテレワークであり、地方の活性化に貢献するものです。ICT(情報通信技術)を活用し時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方「テレワーク」が広がることで、今までと同じ仕事を今までと違う場所でできるようになります。

「地方創生テレワーク」は、会社を辞めずに地方に移り住む「転職なき移住」、ワーケーションなどによる「関係人口の増加」、東京圏企業による「地方サテライトオフィスの設置」など、「都市部から地方への人の流れ」を加速させ、「人口の流出防止」「地方での雇用」「新規ビジネスの創出」など、多様な形で地方の活性化に貢献します。

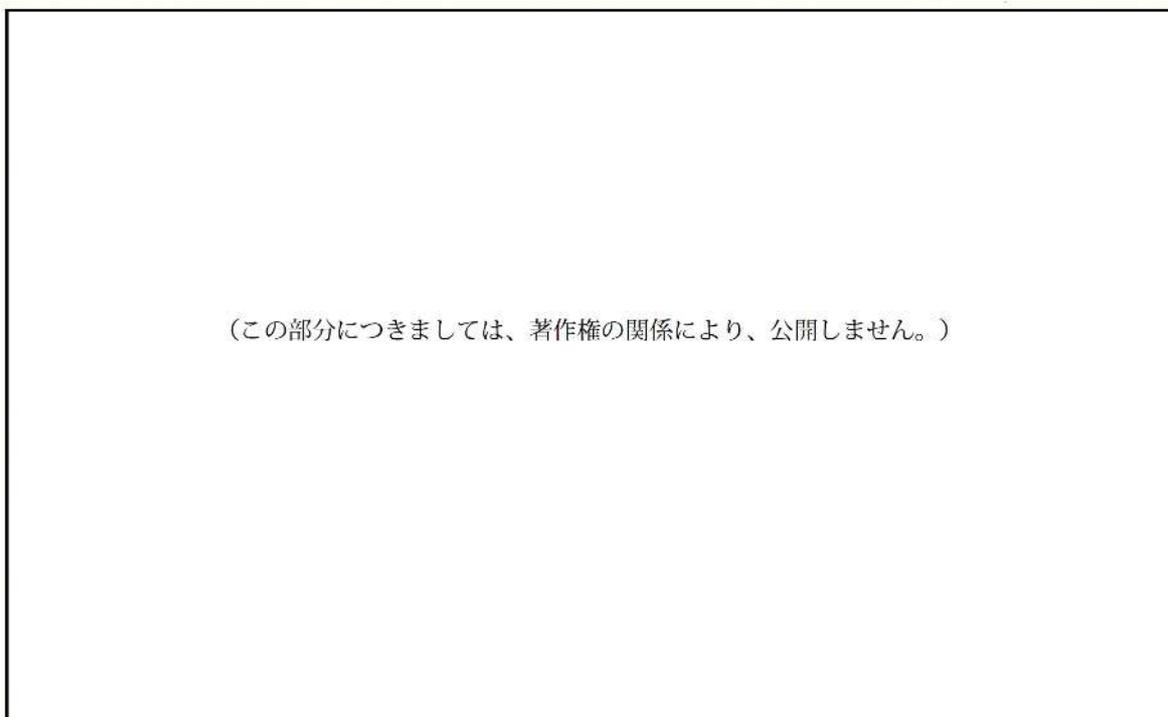
(出所) 内閣府 地方創生テレワークホームページ

図5 都道府県別の社会増減数（日本人住人のみ）



(出所) 総務省 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より作成

図6 勤務先が東京圏のテレワーク利用者の利用頻度

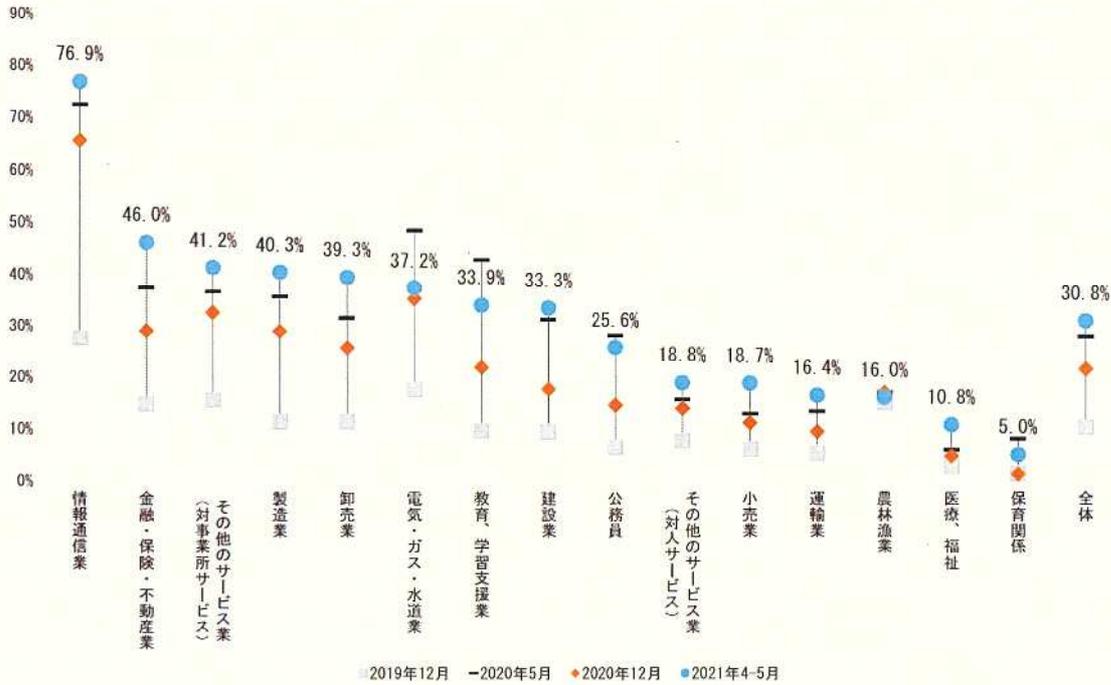


(備考) 1. 東京圏のテレワーク利用率については、調査対象企業のうち「テレワークを利用している」と回答した企業の割合である。利用頻度についてはテレワークを利用している企業のうち、週にどの程度テレワークを利用しているかの割合を示している。

2. 東京圏では、2020年4月7日から5月25日まで1回目の緊急事態宣言、2021年1月8日から3月21日まで2回目の緊急事態宣言、2021年4月25日から6月20日まで3回目の緊急事態宣言が発令されている。

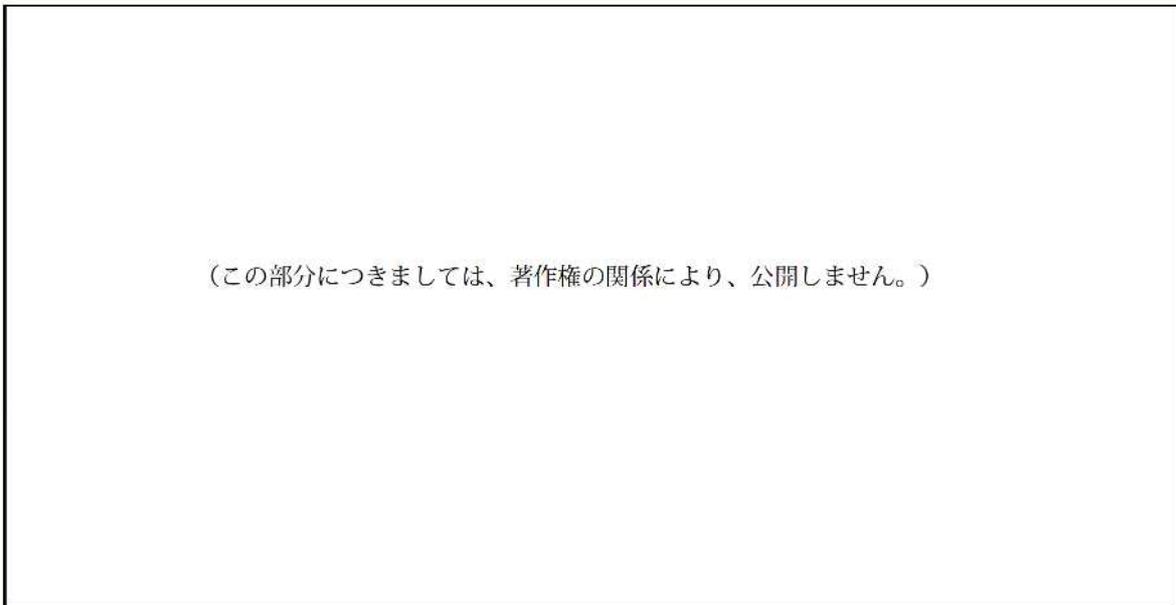
(出所) 大久保敏弘、NIRA 総合研究開発機構 (2021) 「第4回テレワークに関する就業者実態調査報告書」より作成

図7 産業別でみたテレワーク利用率の推移



(出所) 内閣府「第3回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」2021年6月4日

図8 情報通信産業の都道府県別事業所数及び従業員数



(出所) 令和3年度経済センサス(速報値)より作成